

鶴岡市農業委員会第 5 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 6 年 4 月 11 日 (木) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 寛 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 7 番 佐藤 治久 8 番 田澤 幸弘 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節径 13 番 田村 亮真 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6 番 松本 典子 9 番 佐藤 泰仁 6 番 榎本 勝 14 番 佐藤 宣夫
事 務 局	局長 伊藤 幸 局長補佐 黒井 布美 主査 原田 和泉 主査 坂田 英勝 主事 齋藤 静 主事 奥山 立 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室室長補佐 東海林 紀雄
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席は、6 番 松本 典子委員、9 番 佐藤 泰仁委員、6 番 榎本 勝推進委員、14 番 佐藤 宣夫推進委員です。遅参、早退はおりません。定足数に達しておりますので、只今より第 5 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、1 番 五十嵐寛委員、2 番 阿部晃士委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思いたいますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について
	報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について》
	(説 明)《報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について》
	(説 明)《報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明)《報告第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について》
議 長	報告事項であります。皆さま質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議 長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員からの現地調査報告を求めます。11 番推進委員。
11 番 推進委員	鶴 5 の案件ですが、農業者年金受給の為の経営移譲で、農地の管理はこれまでどおり家族内で適正に管理されるため、農地法第 3 条第 2 項各項の不許可の要件には該当しないことを報告します。続けて、鶴 6 の案件も家族内の経営移譲で、農地の管理はこれまで通り家族内で適正に管理されるため、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件には該当しないことを報告します。
議 長	7 番委員。
7 番 委 員	報告します。鶴 7 は期間満了に伴う再設定で、借人は貸人の長男であります。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件には該当しないと判断しました。鶴 8 は水沢の案件ですが、労力不足のため、10 年間の委託契約を結ぶものです。農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件には該当しないと判断しました。以上です。
議 長	3 番推進委員。
3 番 推進委員	鶴 4 の案件について報告します。渡人は農業廃止の為、隣接耕作者で親戚でもある受人へ無償で譲渡するものです。現地確認して参りましたが、適正に管理されておりましたので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことを報告します。
議 長	1 番委員。
1 番 委 員	温 1 の現地確認の報告をします。申請のあった農地を、3 月 8 日、私と 16 番推進委員と事務局で確認しました。農地は集落内にあり、受人の自宅にも近いため、この受人が引き受けることで話がまとまったものです。受人は、自家用野菜を作る予定との事で、何も問題はないと思われます。以上です。
議 長	2 番委員。
2 番 委 員	鶴 1 について報告します。受人は新規就農者で、当該地を取得して、アスパラガス、トウモロコシなどの栽培に取り組む予定です。地域に溶け込んでいこうと意欲的な方です。現在西荒屋地区で、土地を借りてアスパラガスを栽培して、管理も適正のようでした。事務局での審査結果も問題なく、許可相当と判断したことを報告します。
議 長	鶴 2 について、4 番推進委員。

4 番 推進委員	鶴 2 についてですが、問題ありません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないことを報告します。
議 長	7 番推進委員。
7 番 推進委員	鶴 3 の案件ですが、渡人の労力不足により、隣で耕作している受人に譲渡するものです。受人の農地はいずれも適正に管理されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認してきましたので報告します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》
議 長	報告をお願いします。7 番委員。
7 番 委 員	鶴 1 の案件について報告します。4 月 3 日に私と 4 番推進委員、事務局も同行しました。現地を確認したところ、自身の所有地に農業用倉庫を建設するものであり、集落内で宅地の割合が 4 割を超えるエリア内にある、自宅の宅地と一体となった土地で、第三種農地に該当すると判断しました。周辺農地の影響もないため、農地法第 4 条第 6 項各号の不許可の事例には該当しないと判断しました。終わります。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて》
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについて、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の取り消しについては、議案通り決しました。続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局	(説 明)《議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	農用地利用集積計画 (案) につきましては、4 月 9 日に開催された農用地利用調整会議で確認を得ております。それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。3 番委員。
3 番 委 員	24 ページの鶴 3 の案件、25 ページの鶴 4 の案件は、私の案件でありますので、退室を申請いたします。
議 長	退室を許可します。
	(3 番委員 退室)
議 長	それでは、鶴 3、鶴 4 についてのみ、審議をお願いします。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、鶴 3、鶴 4 についてのみ、採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の鶴 3、鶴 4 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の鶴 3、鶴 4 については、議案通り決しました。3 番委員の入室を許可します。
	(3 番委員 入室)
議 長	5 番委員。
5 番 委 員	62 ページの機鶴 196 は私の案件になりますので、退室の許可をお願いします。
議 長	退室を許可します。
	(5 番委員 退室)
議 長	それでは、機鶴 196 についてのみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、機鶴 196 についてのみ、採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) 機鶴 196 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の機鶴 196 については、議案通り決しました。5 番委員の入室を許可します。
	(5 番委員 入室)
議 長	それでは、鶴 3、鶴 4、機鶴 196 以外の審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の鶴 3、鶴 4、機鶴 196 以外の決定について、賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の鶴 3、鶴 4、機鶴 196 以外については、議案通り決しました。続きまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) について≫
議 長	それでは、質疑のある方は挙手願います。2 番委員。
2 番 委 員	鶴 7、鶴 8 は、私事ですので、退室を求めます。
議 長	退室を許可します。
	(2 番委員 退室)
議 長	それでは、耕作者変更鶴 7、鶴 8 についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、耕作者変更鶴 7、鶴 8 についてのみ、採決を行います。議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) の耕作者変更鶴 7、鶴 8 について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) の耕作者変更鶴 7、鶴 8 については、議案通り決しました。2 番委員の入室を許可します。
	(2 番委員 入室)
議 長	それでは、耕作者変更鶴 7、鶴 8 以外の審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) の耕作者変更鶴 7、鶴 8 以外について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する促進計画 (案) の耕作者変更鶴 7、鶴 8 以外の決定については、議案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 次回の西部農地部会は、5 月 15 日になります。現地調査の担当は、5 月 8 日、6 番委員、6 番推進委員、鶴岡分室事務局です。温海は、温海の推進委員の所在により決定します。これにて、第 5 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 2 時 10 分

議長 原田政幸

議事録
署名委員 五十嵐 寛

議事録
署名委員 阿部晃士